



労働ながの

2019

5月

NO.537

第90回

メーデー開催



労働者の祭典、第90回長野県中央メーデーは4月27日(土)に連合長野系が長野市の城山公園ふれあい広場で、5月1日(水)に県労連系が長野市のひまわり公園で、それぞれ開催されました。

この2会場を含め、県内25会場で開催されたメーデーには、約17,000人(主催者発表)が集会やデモ行進に参加しました。

連合長野系の県中央メーデー



「働く者の連帯で、『ゆとり・豊かさ・公正な社会』を実現し、自由で平和な世界をつくろう」をメインスローガンに、また、「すべての働く者の賃金底上げ」、「命を奪う長時間労働の撲滅」等の7つのサブスローガンを掲げて開催され、約3,600人(主催者発表)の働く仲間が結集しました。

中山千弘実行委員長(連合長野会長)は、主催者あいさつの中で、「この4月から働き方改革関連法案が施行された。労使がしっかりと話し合い、36協定の遵守など働き方改革の実現を、また全ての働く人の賃上げを目指し、笑顔で安心して暮らせる社会の実現に向けて、連帯してがんばりましょう。」と訴えました。また、メーデー宣言が採択され、「改めてメーデーの原点や意義を振り返り、『働くことを軸とする安心社会の実現』を目指して、全力で取り組む」ことを確認し、集会後、参加者はプラカード等を掲げて市内をデモ行進しました。

「働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本を目指そう」を基本スローガンに、約1,200人(主催者発表)が参加して開催されました。

細尾俊彦実行委員長は、主催者あいさつの中で、「労働者の生活改善のためには、最低賃金の引上げを含むすべての労働者の賃金の引上げが必要である。また、働き方改革が叫ばれているが、本当の働き方改革は人員増が伴うものでなければならない。安定したベースアップ、良質な雇用を確立するために新しい時代を創り上げようではないか。」と呼びかけました。

また集会では、戦争法廃止、全国一律最賃制の実現、年金・医療・介護などの社会保障制度の拡充等の意見が発表されました。そして、「格差と貧困の解消、9条改憲反対、排外主義反対、平和な世界を求めるたたかいをさらに前進させましょう」とのメーデー宣言を採択し、集会後、参加者は市内をデモ行進しました。

県労連系の県中央メーデー



長野県就業促進・働き方改革戦略会議 において

「当面の取組方針」を策定しました

県内の人手不足が深刻なことから、就業促進と働き方改革を進めるため、平成30年4月に「長野県就業促進・働き方改革戦略会議」を立ち上げ、経済団体、労働団体、労働局等と連携し、対策を検討してきました。

この度、短期間で効果が期待できる対策に焦点を当てた「当面の取組方針」を策定しました。

今後、当方針に基づき、構成団体が連携して施策を実施していきます。

▶ 方針のポイント

- ▶ 県外進学者のUターンなど若者の就業促進
- ▶ 女性、障がい者、高齢者に対する一層の就業支援
- ▶ 学び直しなど就業に直結する人材育成の充実
- ▶ 企業への働きかけ等による働き方改革の推進 など



▶ 詳細は、県 HP をご覧ください。

長野県 働き方改革

検索



障がい者の雇用に係る

減税制度の改正



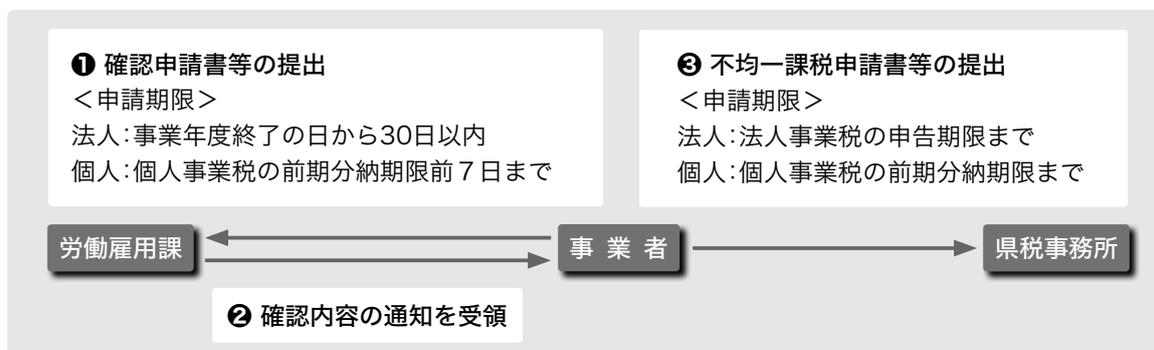
DOWN

長野県では、障がい者を雇用する事業者の皆様を応援するため、事業税の減税制度を実施していますが、皆様への支援をさらに強化するため、制度の見直しを行いました。

	旧制度	新制度						
対象・要件	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の事務所又は事業所において新たに障がい者を雇用した法人等(ただし、法定雇用率が適用される事業者にあつては法定雇用率を達成していること) 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>常用雇用労働者数が100人以下</u>の法人等であつて、県内の事務所又は事業所において新たに障がい者を雇用した法人等(ただし、法定雇用率が適用される事業者にあつては法定雇用率を達成していること) ・新たに雇用した障がい者を<u>3か月以上継続</u>して雇用していること 						
減税内容	税率を <u>1/2</u> 減税 (上限額は一律30万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・適用期限を3年間延長(H31.4.1~R4.3.31) ・税率を <u>9/10</u> 減税 減税上限額(雇用した障がい者数に応じて) <table border="0"> <tr> <td>1人以下</td> <td>: <u>上限50万円</u></td> </tr> <tr> <td>1人超2人以下</td> <td>: <u>上限75万円</u></td> </tr> <tr> <td>2人超</td> <td>: <u>上限100万円</u></td> </tr> </table>	1人以下	: <u>上限50万円</u>	1人超2人以下	: <u>上限75万円</u>	2人超	: <u>上限100万円</u>
1人以下	: <u>上限50万円</u>							
1人超2人以下	: <u>上限75万円</u>							
2人超	: <u>上限100万円</u>							

手続と期限

減税を受ける際に必要となる手続が下図のとおり2段階(提出先が異なります)になりました。



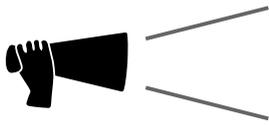
提出書類及びお問い合わせ先

- ご提出いただく書類など詳細につきましては、**長野県の公式ホームページ**をご覧ください。

(ホーム)→(仕事・産業・観光)→(労働・雇用)→(雇用対策)→(障がい者の雇用応援減税制度が改正されました。)

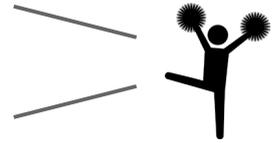
- 障がい者の雇用に係る減税制度の**確認申請書等**の提出についての詳細は、右記 までお問い合わせください。

県庁産業労働部労働雇用課(TEL:026-235-7201)



信州パーソナル・サポート事業

生活困窮者自立支援制度のご案内



県(町村部)と19市が制度に基づいて設置する生活就労支援センター“まいさぼ”が、地域の関係機関と連携しながら寄り添い型の生活支援、相談支援を行います。生活や就労などでお困りの方はお気軽にご相談ください。一緒に問題解決の方法を考えましょう。

※町村にお住まいの方は、お住いの地域(郡)を所管する各センターへご相談ください。

設置者	所管地域	センター名称及び愛称	所在地	電話番号	相談受付時間 【月～金(休日除く)】
県	南佐久郡 北佐久郡 小県郡	長野県・佐久市生活就労支援センター まいさぼ佐久	佐久市取出町183 野沢会館2F	0267-78-5255	9:30～17:00
	諏訪郡	長野県諏訪生活就労支援センター まいさぼ信州諏訪	(本所) 下諏訪町162-4 砥川住宅A棟101 (富士見・原サテライト) 富士見町落合6203 富士見町社会福祉協議会内	(本所) 0266-75-1202 (サテライト) 0266-78-5563	9:30～17:00
	上伊那郡	長野県上伊那生活就労支援センター まいさぼ上伊那	上伊那郡南箕輪村4808-2	0265-96-7845	9:30～17:00
	下伊那郡	長野県下伊那生活就労支援センター まいさぼ飯田	飯田市高羽町6-1-3 コクサイビル1F	0265-49-8830	9:30～17:00
	木曽郡	長野県木曽生活就労支援センター まいさぼ木曽	大桑村殿1014 大桑村社会福祉協議会内	0264-24-0057	8:30～17:30
	東筑摩郡	長野県東筑摩生活就労支援センター まいさぼ東筑	山形村4520-1 保健福祉センターいちいの里内	0263-88-0180	8:30～17:15
	北安曇郡	長野県・大町市生活就労支援センター まいさぼ大町	大町市大町1129 大町市総合福祉センター2F	0261-22-7083	9:30～17:00
	埴科郡 上高井郡 上水内郡	長野県長野生活就労支援センター まいさぼ信州長野	長野市若里3-10-31 大幸ビル201号	026-267-7088	9:30～17:00
	下高井郡 下水内郡	長野県・飯山市生活就労支援センター まいさぼ飯山	飯山市飯山1211-1 飯山市福祉センター2F	0269-67-0269	9:30～17:00
		信州パーソナル・サポート事業本部 まいさぼ信州	長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター4F	026-226-2035	9:30～17:00

※市にお住まいの方は、お住いの市センターへご相談ください。

設置者	センター名称及び愛称	所在地	電話番号	相談受付時間 【月～金(休日除く)】
長野市	長野市生活就労支援センター まいさぼ長野市	長野市大字鶴賀緑町1714-5 長野市ふれあい福祉センター2F	026-219-6880	8:30～17:15
松本市	松本市生活就労支援センター まいさぼ松本	松本市丸の内3番7号 松本市役所・庁舎1階 市民相談課内	0263-34-3041	8:30～17:30
上田市	上田市生活就労支援センター まいさぼ上田	上田市中心3丁目5番1号 上田市ふれあい福祉センター内	0268-71-5552	9:00～17:00
岡谷市	岡谷市生活就労支援センター まいさぼ岡谷市	岡谷市幸町8番1号(市役所)	0266-23-4811	8:30～17:15
飯田市	飯田市生活就労支援センター まいさぼ飯田	飯田市高羽町6-1-3 コクサイビル1F	0265-49-8830	9:30～17:00
諏訪市	諏訪市生活就労支援センター まいさぼ諏訪市	諏訪市高島一丁目22番30号(市役所)	0266-52-4141	8:30～17:15
須坂市	須坂市生活就労支援センター まいさぼ須坂	須坂市大字須坂344-1-60 須坂ショッピングセンター内	026-248-9977	8:30～17:15
小諸市	小諸市生活就労支援センター まいさぼ小諸	小諸市与良町6丁目5番1号 野岸の丘総合福祉センター内	0267-31-5235	9:00～17:00
伊那市	伊那市生活就労支援センター まいさぼ伊那市	伊那市山寺298-1 伊那市福祉まちづくりセンター内	0265-72-8186	8:30～17:15
駒ヶ根市	駒ヶ根市生活就労支援センター まいさぼ駒ヶ根	駒ヶ根市赤須町20-1(市役所)	0265-83-2111	8:30～17:30
中野市	中野市生活就労支援センター まいさぼ中野	中野市三好町一丁目3番19号(市役所)	0269-38-0221	8:30～17:15
大町市	大町市生活就労支援センター まいさぼ大町	大町市大町1129番地 大町市総合福祉センター1F	0261-22-7083	9:30～17:00
飯山市	飯山市生活就労支援センター まいさぼ飯山	飯山市大字飯山1211番地1	0269-67-0269	9:30～17:00
茅野市	茅野市生活就労支援センター まいさぼ茅野市	茅野市原塚原二丁目6番1号(市役所)	0266-72-2101	8:30～17:15
塩尻市	塩尻市生活就労支援センター まいさぼ塩尻	塩尻市大門六番町4番6号 塩尻市保健福祉センター2F	0263-52-0026	8:30～17:15
佐久市	佐久市生活就労支援センター まいさぼ佐久	佐久市取出町183 野沢会館2F	0267-78-5255	9:30～17:00
千曲市	千曲市生活就労支援センター まいさぼ千曲	千曲市大字戸倉2388 千曲市役所戸倉庁舎福祉課	026-273-1111	8:30～17:15
東御市	東御市生活就労支援センター まいさぼ東御	東御市鞍掛197 東御市総合福祉センター内	0268-75-0222	8:30～17:15
安曇野市	安曇野市生活就労支援センター まいさぼ安曇野	安曇野市豊科4160-1 安曇野市社会福祉協議会内	0263-88-8707	8:30～17:30

“第45回ながのアビリンピック”（長野県障がい者技能競技大会）が開催されます!!!

障がいのある方が、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障がい者雇用に対する理解と認識を深め、雇用の促進を図ることを目的とした技能競技大会を開催します。

多くの皆様のご来場をお待ちしています。(大会当日の競技の見学は自由です)

① 開催日・場所

令和元年7月20日(土)・21日(日)
ポリテクセンター長野(長野市吉田4-25-12)

② 種目(9種目)

7月20日 DTP、ワード・プロセッサ、製品パッキング、
フラワーアレンジメント、喫茶サービス
7月21日 ビルクリーニング、オフィスアシスタント、
クリーニング、パソコンデータ入力



問い合わせ先 > 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 長野支部 高齢・障害者業務課

〒381-0043 長野県長野市吉田4-25-12 電話:026-258-6001 FAX:026-243-2077

ホームページ: <https://www.jeed.or.jp/location/shibu/nagano/>

長野県労働委員会ニュース

■ ご存じですか? 「労働委員会」 ■

～労働トラブル 解決のお手伝い～

1 労働委員会の役割

労使の間で労働関係をめぐるトラブルが発生し、自主的な解決が困難となった場合に、労働委員会が中立・公正な立場で問題の解決を図り、よりよい労使関係をつくるためのお手伝いをしています。

紛争解決手続は次の3つで、労働組合と使用者との紛争に関する事と、労働者個人と事業主(使用者)との紛争に関する事に分かれます。

- ◆ 労働争議の調整(あっせん、調停、仲裁) → 労働組合と使用者
- ◆ 不当労働行為*の審査 → 労働組合と使用者
- ◆ 個別労働紛争のあっせん → 労働者個人と事業主(使用者)

* 労働者の団結や組合活動に対する使用者の妨害行為など

2 労働委員について

労働委員会は、大学教授や弁護士など学識経験者から選ばれた公益委員5名、労働組合から推薦された労働者委員5名、使用者団体から推薦された使用者委員5名の三者(計15名)で構成されています。

労使各側の事情に詳しい労働者委員・使用者委員と、第三者的な立場から公正な判断を行う公益委員が事件を担当し、数多くの事例で解決をみています。



3 ご利用について

手続を利用する費用は無料で、労働組合・労働者、使用者のどちらからでもご利用が可能です。(ただし、使用者からの不当労働行為の救済申立はできません。)

トラブルでお困りのときはご相談ください。(秘密は厳守します。)

問い合わせ

長野県労働委員会事務局(長野県庁8F)

Tel: 026-235-7468 E-mail: roi@pref.nagano.lg.jp

ホームページ: <http://www.pref.nagano.lg.jp/roi/kensei/soshiki/soshiki/kencho/roi/index.html>

労働ながの

編集・発行: 長野県産業労働部労働雇用課
〒380-8570(住所不要)

電話 026-235-7118 FAX 026-235-7327 Eメール: rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

労働ながのは県HPにも掲載しています!

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/sangyo/rodo/shuro/rodo.html>

「労働ながの」に対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております!